

第 5

群馬県畜産試験場

目 次

概要

1	所在地.....	5 - 3
2	沿革.....	5 - 3
3	設置等根拠.....	5 - 3
4	業務概要.....	5 - 4
5	施設の概要.....	5 - 5
6	組織.....	5 - 6
7	平成16年度の主な事業内容.....	5 - 7
8	試験研究について.....	5 - 7
9	収入・支出の状況.....	5 - 9
10	全国の農業（畜産）系都道府県立試験研究機関の状況.....	5 - 11
11	群馬県の農業政策（畜産分野）及び畜産試験場の位置付けと特徴.....	5 - 12
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	5 - 13

実地監査年月日

実地監査年月日.....		5 - 14
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

（平均落札率等の概要）.....		5 - 14
（意見）		
1	指名人選定の方法について.....	5 - 14
2	予定価格と応札価格との乖離について.....	5 - 16
3	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について（共通）.....	5 - 16
4	予定価格と落札価格の一致事例について.....	5 - 18

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

（施設設備及び備品の概要）.....		5 - 19
（監査結果・指摘事項）		
5	必要がなくなった物品について（共通）.....	5 - 19
（意見）		
6	備品の購入について（共通）.....	5 - 20
7	機器利用状況の把握について（共通）.....	5 - 21
8	遊休不稼働建物等について（共通）.....	5 - 22
9	火災共済付保状況について（共通）.....	5 - 23
10	薬品等の管理状況について（共通）.....	5 - 23

(利用者に必要な金額を負担させているか)

(意見)

- 1 1 種豚の払下げ価格について..... 5 - 25
- 1 2 和牛受精卵の払下げ価格について..... 5 - 25

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)..... 5 - 27

(意見)

- 1 3 外部評価委員による外部評価について(共通)..... 5 - 29
- 1 4 外部評価委員の評価基準について(共通)..... 5 - 29
- 1 5 外部評価委員の評価書について(共通)..... 5 - 29
- 1 6 農業推進会議専門部会について..... 5 - 29
- 1 7 吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について..... 5 - 30
- 1 8 研究成果の調査、分析について(共通)..... 5 - 30

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

- 1 9 外部資金の導入について(共通)..... 5 - 31
- 2 0 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)..... 5 - 31
- 2 1 人事面の施策について(共通)..... 5 - 32
- 2 2 研究職員の育成について(共通)..... 5 - 32
- 2 3 業務の効率化の追求について(共通)..... 5 - 33
- 2 4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)..... 5 - 34
- 2 5 光熱水費節減について(共通)..... 5 - 34
- 2 6 行政コスト計算書の活用について(共通)..... 5 - 35
- 2 7 研究課題別原価計算について(共通)..... 5 - 37
- 2 8 研究成果の普及について(共通)..... 5 - 39
- 2 9 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通)..... 5 - 39
- 3 0 畜産試験場の今後のあり方について(共通)..... 5 - 41

群馬県畜産試験場

概要

1 所在地

【本 場】勢多郡富士見村大字小暮 2425 番地
 【吾妻肉牛繁殖センター】吾妻郡吾妻町大字厚田1986番地 4

2 沿革

明治31年 群馬県農事試験場（前橋市岩神町）で家畜の飼育を開始。
 明治34年 農事試験場を前橋市前代田町に移転。
 明治38年 農事試験場畜産部発足。
 大正9年4月 群馬県種畜場として独立。種牡牛馬の購入貸付業務と試験研究に着手。
 大正11年11月 現在地の勢多郡富士見村に移転。牛、馬、山羊の飼養、改良増殖、配布並びに技術指導等、種畜場として本格的に事業を開始。
 昭和5年 めん羊に関する業務を開始。
 昭和12年 兔に関する業務を開始。
 昭和37年4月 種畜場を群馬県畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）と改称し、内部組織を6課制として畜産に関する試験研究と家畜改良繁殖を主な業務として事業を開始。
 昭和39年 畜産後継者及び指導者養成のため、畜産研修所を設置。
 昭和45年8月 内部組織を2部7課制とし、環境課を新設。
 昭和55年4月 事務部が新設され3部7課制となる。
 昭和58年4月 組織改編により農業総合試験場体制のもとに組織改正され2部5課制となり、環境課が農業総合試験場に統轄され畜産分室となる。
 平成元年4月 受精卵移植課及び吾妻肉牛分場が新設され2部6課1分場となる。
 平成6年4月 農業総合試験場体制が改編され畜産試験場として独立。4部7課1分場となる。
 平成11年10月 畜試再編整備計画により本館・総合実験棟及び畜舎の建設に着手。
 平成15年4月 組織改正により部課制から8グループ1センター体制となる。

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、畜産試験場の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第三十六款 畜産試験場

（業務）

第百十一条 畜産試験場は、畜産の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 家畜飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 家畜の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。

- 三 飼料作物の栽培、利用及び飼料についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 畜産環境の保全並びに草地及び飼料作物の土壌肥料及び病虫害についての試験研究及び調査に関すること。
- 五 種畜、種鶏、家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の生産及び配布に関すること。
- 六 肉牛繁殖施設の管理及び運営に関すること。
- 七 畜産試験場研究生に関すること。
- 八 地域共同開発の推進に関すること。
- 九 その他家畜関係の試験研究、調査及び指導に関すること。
- 十 家畜衛生研究所に係る予算の執行に関すること。

4 業務概要

畜産試験場は、各種計画等に基づき生産から消費までの動向に注視しながら、消費者・生産者のニーズにあった畜産物の高品質・低コスト生産技術開発、先端技術を取り入れた育種改良、環境保全の研究等を総合的に進めるため、次の業務を実施している。

なお、試験研究がより現場に密着したものとなるよう、平成16年度からは全ての個別研究課題について事前検討、中間検討、事後検討及び事後評価を実施する体制とした。

(1) 試験研究

試験研究では、地域密着型研究を基本に、先端技術による省力・低コスト化技術の開発、群馬ブランド化を支援する育種研究(供給を含む)と高付加価値化技術の開発、安全・安心・美味しい畜産物生産技術の開発、家畜排せつ物の再資源化と環境保全技術の開発、開発技術の経営評価と畜産経営支援システム、これらを基本方針に定めている。

具体的分野は、家畜飼養管理、家畜の改良及び繁殖、飼料作物の栽培・利用、畜産環境保全等に関する試験研究等であり、研究成果については広く情報提供している。

(2) 生産物の配布と分析業務

生産現場からの要望が強く、また、生産基盤の強化に繋がる生産物、特に新技術を駆使することによる成果物、貴重な育種改良資源などについて供給しており、牛受精卵、豚人工授精用精液、種畜、種鶏等の配布及び飼料分析を実施している。

(3) 研修指導

家畜人工授精師養成講習会、家畜体内受精卵移植講習会、家畜商講習会、農林大学校、その他講習会講師、各種共進会審査員、その他関連技術相談へ対応している。

(4) 施設の開放とイベント参加

畜産技術の拠点とするため、畜産関係団体会議、研修会等の開催について会場を提供するとともに、関係者等の視察の受入れ等をはじめ、試験場公開日の設置、一般県民の随時視察受入れ(子供たちのお絵かき会など)、各種ふれあいイベント(場外)等への対応により開かれた試験場への定着を目指している。

5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要 (平成17年3月31日現在) (単位: m²)

箇所	土地			建物
	区分	地目	実測面積	実測延面積
本場	公用	敷地	248,995	21,304
		畑	418,800	
		山林	47,235	
	計	715,031		
吾妻肉牛繁殖センター	公用	牧場	443,987	3,050
	借受	牧場	127,933	
		その他	1,933	
	計	573,853		
富士見県有地	公用	敷地	13,972	
合計			1,302,856	24,354

(注) 富士見県有地は、富士見村立白川小学校の敷地として有償で貸し付けているものである。

(2) 主な施設 (平成17年3月31日現在)

エリア名	施設等名称
本館	本館・総合実験棟(2,585.31m ²)、研修棟(311.35m ²)、倉庫(55.00m ²)
大家畜研究	搾乳牛舎(1851.63m ²)、肉牛舎(947.70m ²)、受精卵採取棟(171.00m ²)、供卵牛舎(317.16m ²)、育成牛舎(216.76m ²)、庇陰舎(15.00m ²)
養豚研究	種雄豚舎(616.68m ²)、繁殖豚舎(847.71m ²)、育成豚舎(740.88m ²)、検定豚舎(550.80m ²)、試験豚舎(484.38m ²)、
養鶏研究	成鶏舎(531.06m ²)、種鶏舎(349.92m ²)、肉用鶏舎(141.75m ²)、ふ卵舎(259.00m ²)、育雛舎(696.60m ²)
環境研究	糞尿処理実験棟(153.25m ²)、臭気実験棟(72.90m ²) 1
飼料研究	飼料作物棟(252.00m ²)、農機具格納庫(955.20m ²)、給油施設(65.00m ²) 2
クリーンセンター	堆肥舎(432.00m ²)、発酵施設(620.00m ²) 3、乾燥施設(500.50m ²)、汚水処理施設(63.90m ²)
吾妻肉牛繁殖センター	監視舎(91.74m ²)、動物舎(2,203.14m ²)、倉庫・物置(264.62m ²)

1 「臭気実験棟」：簡易ビニールハウス造りのため工作物に分類。

2 「給油施設」：工作物に分類。

3 「発酵施設」：(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センターの管理施設のため公有財産管理台帳に登載されていない。

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)

場長(技) — 副場長(技)	—	(次長兼)総務G L	(事) — 吏員(事4名)	
	—	(主席兼)地域共同開発G L	(技) — 吏員(技2名)	
	—	(主席兼)牛飼養技術G L	(技) — 吏員(技5名)	他(技2)
	—	豚飼養技術G L	(技) — 吏員(技3名)	他(技1)
	—	鶏飼養技術G L	(技) — 吏員(技3名)	他(技1)
	—	生物工学G L	(技) — 吏員(技5名)	
	—	自給飼料G L	(技) — 吏員(技2名)	他(技2)
	—	(主席兼)畜産環境G L	(技) — 吏員(技4名)	他(技1)
		吾妻肉牛繁殖センター長	(技) — 吏員(技3名)	他(技1)

(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、G Lはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 場の企画運営に関すること。
- 3 家畜衛生研究所に係る予算の執行及び地方職員共済組合に関すること。

地域共同開発グループ

- 1 試験研究の調整及び進行管理に関すること。
- 2 研究成果の実証及び普及技術の確立に関すること。
- 3 畜産技術情報の収集及び広報に関すること。
- 4 地域共同研究の推進及び地域研究員に関すること。
- 5 農業者等の技術相談に関すること。

牛飼養技術グループ

- 1 乳牛及び肉牛等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。

豚飼養技術グループ

- 1 豚の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 豚の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 豚の能力検定に関すること。
- 4 種豚及び豚の人工授精用精液の生産及び配布に関すること。

鶏飼養技術グループ

- 1 鶏の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 鶏の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 鶏の能力検定に関すること。
- 4 種鶏及び種卵の生産及び配布に関すること。

生物工学グループ

- 1 乳牛及び肉牛等の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 受精卵移植技術及びその周辺技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 受精卵の生産及び配布に関すること。

自給飼料グループ

- 1 飼料作物の品種育成、栽培及び利用についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 草地についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 飼料作物及び草地に係る機械利用、土壌肥料及び病害虫についての試験研究及び調査に関すること。

畜産環境グループ

- 1 畜産環境の保全についての試験研究及び調査に関すること。

吾妻肉牛繁殖センター

- 1 肉牛繁殖施設の管理及び運営に関すること。
- 2 黒毛和種についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 黒毛和種の受精卵並びに子牛の生産及び供給に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在) (単位:人)

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	29	29	29	28	28
行 政 職	4	4	4	5	5
技 労 職	22	21	20	20	17
嘱 託	19	20	20	21	20
臨 時 職 員	7	9	8	9	9
合 計	81	83	81	83	79

(注) 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度末現在なし。

7 平成16年度の主な事業内容

平成14年度から平成16年度において、次の主要研究を開始し取り組んでいる。

動物質飼料を用いない高泌乳牛の飼養管理技術の開発【予算額22,754千円】

B L U P法アニマルモデルによる遺伝的能力評価法を用いた種豚の選抜【予算額9,088千円】

生物工学的手法による牛卵子の高度利用【予算額2,614千円】

省力低コストで高品質な堆肥を製造する技術及び堆肥活用技術の開発【予算額2,643千円】

8 試験研究について**(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全22課題) (単位:千円)**

	試験研究課題	期 間	担当部署	予算
1	動物質飼料を用いない高泌乳牛の飼養管理技術の開発	平15～17年	牛飼養技術G	22,754
2	肥育期間短縮のための飼養管理技術の確立	平14～17年	〃	4,031
3	黒毛和種去勢牛における効率的粗飼料給与技術の確立	平13～16年	〃	7,336
4	B L U P法アニマルモデルによる遺伝的能力評価法を用いた種豚の選抜	平16～20年	豚飼養技術G	9,088
5	豚肉の資質及び品質の向上	平15～17年	〃	1,978
6	豚糞中の環境負荷物質低減化に伴う飼養管理技術の開発	平15～16年	〃	2,056

	試験研究課題	期 間	担当部署	予算
7	鶏の経済能力検定	各 年 次	鶏飼養技術 G	4,963
8	養鶏における栄養摂取調整を中心とした効率的な生産技術	平14～17年	〃	852
9	特殊鶏の作出と飼養管理	平15～18年	〃	2,652
10	生物工学的手法による牛卵子の高度利用（新）	平16～20年	生 物 工 学 G	2,614
11	飼料作物奨励品種決定調査	各 年 次	自 給 飼 料 G	250
12	牧草系統適応性検定試験	各 年 次	〃	250
13	シバ型草地造成と利用（新）	平16～20年	〃	951
14	土壌を利用した簡易低コスト尿污水处理法の能力向上と適用拡大	平15～17年	畜 産 環 境 G	881
15	発酵装置向けの簡易低コスト脱臭装置の開発と臭気調査方法の検討	平15～18年	〃	501
16	高品質な堆肥を製造する装置の開発	平13～16年	〃	3,000
17	簡易低コスト家畜排せつ物処理施設開発普及促進事業	平12～16年	〃	2,856
18	肉用牛（黒毛和種）繁殖基礎牛の後代検定試験	各 年 次	吾妻肉牛繁殖 C	19,932
19	省力低コストで高品質な堆肥を製造する技術および堆肥活用技術の開発[プロジェクト]	平14～16年	畜 産 環 境 G	2,643
20	飼料イネの生産・利用による高品質畜産物生産技術の開発[プロジェクト]	平15～17年	牛飼養技術 G	2,471

(2) 最近の主な研究成果（平成16年度）

実用化できた研究成果数（技術移転数）	9 件
普及に移しうる技術（農家に移しうる技術）	8 件
（普及指導員資料）	1 件

広 報

・ 畜産試験場業務年報	250部	発行
・ 畜産試験場研究報告	300部	発行
・ 「畜試だより」	100部	発行（年2回）
・ 農業関係試験場合同広報誌「ぐんま農業研究ニュース」	4600部	発行（年4回）

研究等の発表事項 57件

・ 研究成果発表	12件
・ 研究報告	15件
・ 学会発表等	7 件
・ 書籍・雑誌等による技術解説	17件
・ マスコミ（新聞）発表	6 件

特許の状況・数（平成16年度）

・ 平成16年度特許出願件数	1 件
・ 平成16年度末特許保有件数	6 件

技術指導

- ・ 家畜人口受精師講習会 受講者27名
- ・ 家畜体内受精卵移植講習会 " 14名
- ・ 家畜商講習会 " 21名
- ・ 出前講座 2件受講者220名
- ・ その他の技術指導 76件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節区分		平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
収入	農政関係使用料	263	269	274	241	242	
	財産運用収入	1,610	1,851	1,851	1,851	2,129	
	物品売払収入	19,918	28,230	35,516	26,601	20,417	廃用試験畜の販売
	生産物売払収入	66,933	63,677	79,490	79,784	86,028	(注)2
	受託事業収入	12,191	6,285	6,908	7,356	10,077	
	雑収入	131	245	268	269	251	
	国庫補助金	2,075	1,974	2,659	1,078	874	
	合計	103,122	102,532	126,967	117,181	120,020	
支出	報酬	27,195	28,911	30,233	29,919	28,150	嘱託報酬
	給料	233,854	228,526	221,997	221,123	208,046	職員給料
	職員手当等	142,233	134,992	126,085	124,347	118,103	期末勤勉手当他
	共済費	78,343	76,455	72,448	70,161	65,843	共済費負担金
	賃金	9,475	9,737	10,276	10,354	8,235	臨時職員賃金
	報償費	4,856	4,491	4,454	4,039	3,339	嘱託賞与等
	旅費	6,328	7,018	5,244	3,426	2,782	会議・研修会・学会等
	交際費	6	13	16		8	
	需用費	154,362	157,884	156,641	144,509	128,881	(注)3
	役務費	10,306	12,427	10,987	11,438	11,458	家畜等販売手数料他
	委託料	4,965	5,039	5,858	6,141	5,522	(注)4
	使用料・賃借料	1,958	2,105	2,187	2,055	2,057	借地料等
	工事請負費	16,775	1,305	2,940	2,415	14,597	施設関連工事
	原材料費	4,387	6,490	4,991	4,261	3,256	試験用資材等
	備品購入費	40,193	17,281	9,660	4,974	11,206	試験研究用備品等
	負担金・補助交付金	1,840	1,982	1,868	1,914	2,295	水利組合負担金他
公課費	498	530	517	479	441	自動車重量税	
合計	737,581	695,193	666,408	641,562	614,227		
収支差額		634,459	592,661	539,441	524,381	494,207	

(注)1 本表は畜産試験場の決算に、関係課における畜産試験場に係る執行分を加えている。

2 生産物売払収入は、牛乳、鶏卵、子豚、豚人工授精用精液及び牛受精卵等の販売額である。

- 3 需用費は、飼料費、消耗品費、光熱水費、医薬材料費、修繕費及び燃料費等である。
- 4 委託料は、清掃、排水処理、電気保安管理、電話交換機保守及び機器保守点検等である。

(2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。 (単位：千円、%)

節 区 分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人 件 費	報 酬	30,233		29,919		28,114	
	給 料	221,997		221,123		208,046	
	職 員 手 当 等	126,085		124,347		118,103	
	共 済 費	72,448		70,161		65,843	
	賃 金	10,276		10,354		8,235	
	小 計	461,042	69.1	455,907	71.0	428,344	69.7
運 営 費	報 償 費	3,942		3,654		3,375	
	旅 費	686		542		494	
	交 際 費	16				8	
	需 用 費	29,263		29,089		26,416	
	役 務 費	2,975		3,975		5,096	
	委 託 料	5,858		5,977		5,430	
	使 用 料 賃 料	2,045		2,055		2,057	
	負 担 金	1,227		1,412		1,620	
	公 課 費	517		479		441	
	小 計	46,530	6.9	47,185	7.3	44,939	7.3
試 験 研 究 費	報 償 費	512		385			
	旅 費	4,557		2,883		2,287	
	需 用 費	127,378		115,420		102,465	
	役 務 費	8,012		7,463		6,362	
	委 託 料			164		92	
	使 用 料 賃 料	142					
	工 事 請 負 費	2,940		2,415		14,597	
	原 材 料 費	4,991		4,261		3,256	
	備 品 購 入 費	9,660		4,974		11,206	
	負 担 金	641		502		675	
	小 計	158,836	23.8	138,470	21.5	140,942	22.9
合 計		666,408	100.0	641,562	100.0	614,227	100.0
備品購入費除く研究費		149,175	22.3	133,495	20.8	129,736	21.1
研 究 者 数		29 人		28 人		28 人	
研究者 1 人当たり研究費		5,143		4,767		4,633	

10 全国の農業(畜産)系都道府県立試験研究機関の状況

畜産産出額が多い順

順位	県名	畜産算出額 億円	試験研究機関(畜産関係)			予算額(百万円)				
			機関数	職員数	研究員	総額	人件費	研究費	施設費	その他
1	北海道	4,820	2	228	91	6,547	1,599	448	3,704	795
2	鹿児島	2,146	1	83	36	697	0	359	10	327
3	宮崎	1,672	2	70	26	891	481	39	212	158
4	岩手	1,304								
5	茨城	930	4	94	33	921	725	120	4	71
6	千葉	884	1	155	45	1,619	1,339	88	5	186
7	群馬	833	1	53	26	664	466	143	7	47
8	栃木	820	2	81	29	721	512	86	32	89
9	熊本	801								
10	愛知	718								
11	青森	624	1	106	30	1,210	882	192	27	108
12	宮城	616	1	48	22	561	372	54	4	130
13	福島	506	2	87	34	647	454	14	16	161
14	兵庫	489								
15	新潟	431	1	38	7	392	276	57	9	48
16	静岡	405	2	71	25	881	613	135	3	128
17	大分	400	1	73	29	976	642	243	14	75
18	岐阜	391	1	62	27	838	435	158	72	171
19	長崎	385	1	46		450				
20	岡山	384	1	70	27	893	562	98	0	233
21	福岡	360								
22	沖縄	359	1	39	20	542	284	100	23	133
23	広島	329	1	68	15	641	466	62	0	113
24	山形	323	2	60	21	669	491	83	2	90
25	長野	316	1	56	23	556	411	76	0	68
26	三重	305	1	39	13	352	277	32	5	37
27	埼玉	296								
28	徳島	289	1	36	19	536	314	124	11	86
29	愛媛	289	2	41	21	453	293	77	7	74
30	佐賀	272	1	48	16	495	308	57	1	127
31	秋田	262	1	72	23	853	632	29	25	164
32	香川	254	1	37	14	443	329	49	0	63
33	山口	211	1	68	22	742	525	134	0	82
34	鳥取	207	2	51	30	1,043	435	173	6	62
35	神奈川	194	1	45	14	581	357	169	17	38
36	島根	184	1	31	17	390	226	100	4	57
37	滋賀	115	1	47	14	546	400	45	7	93
38	京都	114	2	57	43	714	552	33	20	107
39	石川	100	1	86	46	1,118	779	103	35	199
40	山梨	81	2	34	13	480	275	89	2	111
41	富山	80	1	31	19	289	245	28	0	16
42	高知	78	1	41	17	444	327	33	0	83
43	奈良	77	1	36	16	458	333	19	0	105

群馬県畜産試験場

順位	県名	畜産算出額 億円	試験研究機関（畜産関係）			予算額（百万円）				
			機関数	職員数	研究員	総額	人件費	研究費	施設費	その他
44	和歌山	53	2	36	28	377	302	52	5	16
45	福井	40	1	26	19	261	183	28	0	48
46	大阪	33								
47	東京	25	1	44	17	545	386	56	7	95

総合センターとなっているため、畜産部門の区分が不明

(注) 1 上記資料は、畜産産出額は「第79次農林水産省統計表」（平成17年3月）（データは平成15年度の数值）から、機関数、職員数、予算額は「平成15年度農林水産関係試験研究機関基礎調査報告書」から作成したものである。

2 数值の判明しないものは空欄にしてある。

3 5-7頁の「最近5カ年の職員数の推移」表とは一致していないが、資料のまま掲載。

11 群馬県の農業政策(畜産分野)及び畜産試験場の位置付けと特徴

以下は、畜産試験場からの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の農業(畜産分野)について

- ・群馬県は、全国で有数の畜産県である。
- ・畜産農家戸数は2,694戸で、飼養頭羽数で見ると、豚が全国第4位（61万頭）、乳用牛が第6位（4万7千頭）、採卵鶏が9位（597万羽）である（平成16年2月現在）。
- ・農業算出額2,210億円のうち、畜産の占める割合は832億円（37.7%）である（平成15年2月現在）。
- ・主な飼養地域は、各畜種とも、前橋市を中心とする赤城南麓であり、次いで、吾妻地域となっている。

(2) 群馬県の畜産施策について

群馬県の畜産は、恵まれた生産条件や需要の拡大を背景に順調な発展を続け、本県農業の基幹部門に成長してきたが、畜産物需給構造の変化、消費者の食の安全に対する関心の高まり、WTO、FTA交渉等による国際化の進展、環境保全などへの対応が求められている。このため、畜産農家の一層の経営安定と生産コストの低減及び飼料自給率の向上を図りつつ、消費者に安全・安心な畜産物の安定供給するための各種施策を実施するとともに、家畜排せつ物の適切な処理・利用を促進し、持続的な畜産経営の実現に取り組んでいる。

(3) 畜産試験場のミッションと特徴

このように畜産業が盛んな中で、畜産試験場に対しては、飼養管理技術の開発など試験研究の要請があり、また、豚精液や牛受精卵の供給の希望が多い。

畜産試験場は種畜場から出発したことから、この種畜等の供給業務と、試験研究とのバランスを取りながら業務を実施してきた。

また、平成15年度から「地域共同開発グルーブ」を創設し、試験研究成果の現地実証及び普及、試験研究の場内調整及び進行管理、技術情報の発信、技術相談など幅広い業務を担当することとした。

(4) 畜産施策における畜産試験場の位置付け

畜産施策は、「食と農の群馬新世紀プラン」（平成 13 年 3 月策定、平成 16 年 3 月補強版）、「群馬県家畜排せつ物利用促進計画」（平成 12 年 8 月策定）、「群馬県家畜改良増殖計画」（平成 12 年 10 月策定）などの計画達成に向け、生産振興のための生産性向上や低コスト化対策、食の安心・安全対策などを実施している。

畜産試験場では、これら計画を推進するための技術開発のほか、「ぐんま農業研究ビジョン」（平成 11 年 3 月策定）、「ぐんま農業研究基本計画」（平成 13 年 3 月策定）、及び「畜産試験場試験研究の方針と方向」（平成 16 年 10 月策定）などを達成するために必要な技術開発を行っている。

具体的には、家畜や飼料作物、畜産環境等における省力・低コスト化技術、安心・安全な畜産物の生産技術、畜産環境保全技術などの開発のほか、牛受精卵や豚精液などの生産物の配布を行うとともに、飼料分析や牛受精卵の雌雄判別業務も行っている。

(5) 公的試験研究機関の必要性

一般に畜産業は、経営規模が小さく、個々の経営者が研究開発や調査に取り組むことは、時間や資金の両面から現実的には困難である。

地域畜産業を振興するためには、個別対応が困難な研究開発や調査は、公的な試験研究機関が担わざるを得ない状況にある。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

畜産系の試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置したものがあがるが、以下の特徴がある。

(1) 国及び独立行政法人研究機関(8機関)

国の政策目標の実現に不可欠な研究であり、かつ、長期的な計画の下に大規模な研究資源を投入するような、民間企業ではリスクが高くて実施できない基礎的・先導的研究、基盤的研究及び政策ニーズに対応した総合的・体系的な研究を実施するとともに、その成果の普及・事業化を推進する。

(2) 都道府県立試験研究機関

地方自治体の生産現場等が抱えている様々な問題の解決を図るため、地域固有の環境に対応した独自技術を開発するとともに、他の都道府県立試験研究機関の研究成果を含む新技術の普及組織との連携による移転・実用化と、地域における各研究機関相互の連携強化に向け、主導的役割を發揮する。

(3) 大学

将来の優れた研究人材の育成と学術研究に加えて、基礎科学に立脚した幅広い知的資源を活用し、各大学の個性と地域性を活かしながら他の研究機関との連携を一層強め、未来を切り拓く先端的な研究、産業に応用可能な独創的・革新的な研究に取り組むことにより、農林水産業・食品産業等の振興に積極的に貢献する。

(4) 民間企業

独立行政法人研究機関及び大学等との連携により、基礎的・先導的研究の成果を応用しつつ消費者及び生産者ニーズを踏まえた商品開発力によって実用化・商品化を推進する。

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 5 日

【本監査】平成 17 年 9 月 5 日、6 日、8 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

畜産試験場の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	総 額 契 約	3 件	2 件	3 件
		単 価 契 約	14 件	15 件	12 件
	平均落札率	総 額 契 約	90.25%	89.79%	84.55%
		単 価 契 約	89.33%	85.85%	71.99%
総 契 約 金 額			44,414 千円	29,847 千円	27,126 千円

畜産試験場の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	総 額 契 約	22 件	18 件	26 件
		単 価 契 約	14 件	16 件	17 件
	平均契約率	総 額 契 約	95.45%	95.29%	97.79%
		単 価 契 約	99.64%	99.66%	85.81%
総 契 約 金 額			46,703 千円	39,133 千円	56,089 千円

意見

1 指名人選定の方法について

飼料購入単価契約では指名人の応札辞退が多く見受けられる。中には、10 件以上の契約で指名に対して全件辞退しているケースもあり、指名人の選定方法について検討する必要がある。

(現状及び問題点)

飼料購入単価契約の平成 14～16 年度における状況は以下のとおりである。

契約内容	年度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	辞退率
人工乳 餌付	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
人工乳 A	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退			辞退	-	4/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
人工乳 B	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退		辞退	辞退	-	5/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
豚産肉 能力検定用	H14	辞退	注 4	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	7/ 8
	H15	辞退	注 4	辞退	-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	7/ 8
子豚用 配合	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
肉豚用 配合	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
種豚用 配合	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退		辞退	辞退	-	5/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
成鶏用 C P 18	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退		-	辞退	6/ 9
成鶏用 C P 17	H14	辞退			辞退	辞退	辞退		辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	辞退	7/ 9
種鶏用	H14	辞退			辞退	辞退	辞退		辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
成牛用	H14	辞退		辞退	辞退				辞退	-	-	4/ 8
	H15				-			辞退		辞退	-	2/ 8
	H16		辞退		辞退		辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
育成牛用	H14	辞退		辞退	辞退			辞退	辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-				辞退	辞退	-	3/ 8
	H16	辞退		辞退	辞退	辞退				-	辞退	5/ 9
乳牛用 混合	H14		辞退	辞退	辞退			辞退	辞退	-	-	5/ 8
	H15		辞退		-		辞退	辞退	辞退	辞退	-	5/ 8
肉牛繁殖用	H16	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	注 4	辞退	辞退	-	辞退	8/ 9
辞退率		31/35	4/35	7/35	14/23	28/35	28/35	20/35	28/35	12/12	10/10	

(注) 1 辞退率は辞退件数 / 指名人数を記載してある。

2 : 落札業者。

3 : 落札できなかった応札業者。

4 応札 1 者のみのもの。

平成 15 年度、16 年度に指名された I と J は全ての入札を辞退しており、A は 35 件中 31 件、E と F は 35 件中 28 件辞退しているが、指名人の取り扱う商品についての調査に問題があると思われるので改善の必要がある。

なお、平成 17 年度においては、牛用・豚用・鶏用それぞれの飼料ごとに指名人を選定して個別に入札する方法に改善した結果、辞退率はこれまでに比べ下がっている。

(改善策)

指名人の選定にあたっては、業者の情報を十分に把握したうえで決定することが求められる。

2 予定価格と応札価格との乖離について

平均落札率が低下傾向にあることは望ましいが、予定価格と応札価格全般との乖離が広がっている点に、若干懸念が残る。

(現状及び問題点)

平均落札率の低下に伴い、予定価格と落札価格の乖離が大きくなるのは、当然であるが、予定価格に対して、すべての応札価格が予定価格の 70% 近辺になるような状況(平成 16 年度「肉牛育成用配合飼料購入単価契約」)では、相場変動による影響が大きいとはいえ、予定価格が契約上限金額として機能しているとは言い難い。

(改善策)

予定価格の算定について、精緻な積算方法を習得し、価格の精度向上に努力されたい。

3 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

(現状及び問題点)

随意契約の場合でも、県財務規則により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

回議書等の起案文書において、見積合せを省略する理由が明確でないものについては、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが多い。

予定価格が 1 件 50 万円以上の随意契約を対象に調査したところ、見積合せ省略事例(1 者随意契約)の割合は以下のとおりであった。

摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随意契約数 (A)	35 件	34 件	43 件
1 者随意契約数(B)	15 件	15 件	14 件
1 者随意契約率(B)/(A)	42.8%	44.1%	32.5%

また、1 者随意契約に至った理由書に不十分な点が見受けられた。

(例) 「良く把握、技術に優れ、緊急時 24 時間対応・従来から契約、他の多くの公共機関も契約・近辺に適当な業者なし。」(本場及び吾妻肉牛繁殖センターにお

ける構内電気工作物の保守点検業務・異常発生時の応急措置等...平成 14～16 年度)

近隣に対応可能な業者がいるかどうか調査した上で判断すべきである。

「市場価格を調査したところ他社は 400 円/kg 以上だが、契約業者のみ 173 円/kg と安価・安定供給可能。契約者は、物件等購入契約資格者名簿に記載されていないので、指名競争入札に指名できない。」(液体窒素購入...平成 14～16 年度)

理由書の記述は 3 年間同一である。価格情報は毎年入手しているが、記載内容が不十分である。

「特別注文製品であり、事前に見積書を徴した結果、予算の範囲内で納品可能な業者は、A 研究所等から受注実績があり信頼できる契約者とした。」(攪拌機ロードセル付き、平成 15 年度)

事前に見積りを徴すくらいなら、なぜ、はじめから指名競争入札か 3 者随意契約にしなかったのか疑問が残る。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に 1 者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、慎重に検討されたい。

回議用紙による決議書類にも、それら根拠条項等の所定欄を設けることも一案と考える。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 12 頁)

4 予定価格と落札価格の一致事例について

随意契約において予定価格 = 契約価格となる事例が多く発生している。契約事務の厳正公平さを保つ観点、コスト削減の観点からも、手続きの厳守に留意する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 から 16 年度の間で、予定価格 = 契約価格のケースは、下表のとおり 27 件あった。特に複数業者見積りにもかかわらず X 社が予定価格で契約したケースは 5 件あった。

摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随意契約数 (A)	35 件	34 件	43 件
予定価格 = 契約価格件数 (B)	7 件	6 件	14 件
発生率 (B)/(A)	20.0%	17.6%	32.6%

(改善策)

指名人の選定にあたっては、指名委員会で検討されているが、さらに慎重な対応が必要である。

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位:千円)

箇所	土地	建物	重要物品		合計
	取得価額	取得価額	数量	取得価額	取得価額
本場	128,367	3,189,034	112	316,732	3,634,133
吾妻肉牛繁殖センター	532,784	180,577	17	44,170	757,531
富士見県有地	0	0	0	0	0
合計	661,151	3,369,611	129	360,902	4,391,664

- (注) 1 重要物品は1点100万円以上の備品である。
- 2 富士見県有地の取得価額は本場に含まれており、富士見村立白川小学校の敷地として有償で貸し付けているものである。
- 3 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物	9件	41,678千円
重要物品	93件	265,227千円
合計	102件	306,905千円

監査結果:指摘事項**5 必要がなくなった物品について(共通)**

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

監査人が現品確認をした際に、以下の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。不稼働物品は本来であればその状態になった段階で不用決定すべきものである。

- (1) ファームワゴン(備品番号 H11-218529)は、主要稼働部分のチェーンが切れ、利用できない状態のままである。すでに耐用年数を経過しており、メーカーにも当該部品の在庫がなく使用に耐えない。不用の決議をすべきである。
- (2) 種雌牛(乳用種備品番号 H11-209237)は平成 16 年 6 月に廃用しているが、台帳からの抹消手続きが適時にとられていなかった(平成 17 年 8 月 30 日に抹消手続き完了)。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

意見

6 備品の購入について(共通)

備品の購入の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(現状及び問題点)

畜産試験場の施設建設に関しては、「畜産試験場再編整備状況について」(平成 17 年 3 月 29 日)の中で計画化されている。その内容は、整備の基本方針、整備のコンセプト、整備の状況(実績・計画)、整備事業費として具体的な中長期計画が策定されている。

一方、備品に関しては毎年、各グループより要求が提出され、審議調整のうえ予算要求される。平成 17 年度当初予算に向けてのグループ別備品要求は次のとおりであった。

(平成 16 年 10 月 25 日作成)(単位：千円)

グループ名	グループからの要求		畜産試験場最終決定額	
	点数	金額	点数	金額
地域共同開発 G	1	200	1	320
生物工学 G	2	3,728	1	615
牛飼養技術 G	2	1,551		
吾妻肉牛繁殖 C	7	9,869	2	398
自給飼料 G	5	13,852	2	5,622
豚飼養技術 G	2	6,169	1	1,197
鶏飼養技術 G	1	476	1	476
畜産環境 G	1	4,057		
計	21	39,902	8	8,628

各グループの起案書類を閲覧したが、備品の購入を必要とする内容の説明が必ずしも十分とはいえないと思われた。

(改善策)

備品の購入の意思決定プロセスにおいて、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等は行われているが、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

7 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

投資金額が上位の重要物品について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：台数、千円)

	備品名称	取得 年月	取得 価額	使用 日数		年間 日数 B	利用 率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用 簿	備考
				A	B						
1	除雪ド - ザ	S54/11	14,630	26	243	10%	26	0			
2	走査電子顕微鏡	H 2 / 9	12,000	23	243	9%	23	0	×		
3	自動分析装置	H 2 / 3	9,702	0	243	0%	0	0	×		1
4	コイトロン	H 4 / 3	8,343	0	243	0%	0	0	×		2
5	I C P 発光分光分析装置	H13/ 9	8,284	22	243	9%	18	6			
6	トラクタ -	S60/ 6	7,710	44	243	18%	44				
7	トラクタ -	H 6 / 8	7,099	44	243	18%	44	0			
8	テンシプレスサー	H 3 / 3	6,500	7	243	2%	7	0	×		3
9	全有機体炭素計	H11/12	6,331	12	243	4%	12	0			
10	高速液体クロマトグラフ	H 2 / 3	6,167	10	243	4%	10	0	×		3
11	トラクタ -	H 1 / 4	5,970	51	243	20%	51	0			
12	分光蛍光光度計	H 2 / 7	5,665	0	243	0%	0	0	×		1
13	飼料混合攪拌機	H 8 / 7	5,665						×		4
14	ガスクロマトグラフ	H12/ 8	5,481	4	243	1%	4	0	×		3
15	除雪トラック (普通貨物)	S53/11	5,220	51	243	20%	51	0			
16	生化学分析装置	H12/12	4,893	10	243	4%	5	5	×		
17	動物用超音波診断装置	H 7 / 8	4,810	78	243	32%	73	5			
18	トラクタ -	H 1 / 4	4,789	47	243	19%	47	0			
19	カラースキャニングスコープ	H 7 / 3	4,648	2	243	0.8%	2	0	×		5

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は以下のとおり

...あり ...ないが他の資料から正確に集計できるもの ×...ないので聞き取りにより推計したもの

なお、使用簿のあるものは農機具の運転につき特殊勤務手当算出の為の作業日誌である。

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

1 No.16 で測定できない項目の測定用だが平成 16 年度は使用なし。

No.3 の自動分析装置、No.12 の分光蛍光光度計は旧式で(平成 2 年度取得) その使用目的の多くは、No.16 の生化学分析装置(平成 12 年度取得)で測定可能である。生化学分析装置で代替えて

きない分析をする必要が出たときのためにN0.3とNo.12を残してある。平成16年度については、このような分析項目がなかったため、N0.3とNo.12の使用日数が0となった。

- 2 平成17年度からの新規課題で再利用予定。
- 3 稼働日数は毎年この頻度であるが必須の機器である。
- 4 平成17年8月30日不用決定処理済。
- 5 利用は少ないが、肉牛の研究課題について必須の機器である。

利用率に注目してみると、1番多いもので32%でしかなく、利用の全くないものが3件、この他、10%未満のものが8件もある。

また、廃棄処分を予定しているものが1件(4)、旧式化して予備的な使い方をしているものが2件(1)ある。これは、不用品とも考えられる。

試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられる。

また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高いテーマ・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、 不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-17頁)

8 遊休不稼働建物等について(共通)

現在使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

畜産試験場(本場)の建物・施設は、本館総合実験棟・牛舎・豚舎・鶏舎などの主力施設は新しくなっているが、古いもので現在全く使用されていないものが以下のとおり建物枝番56件のうち18件ある。

(単位：千円)

	財産名称	取得年度	耐用年数	評価額	取得価額
1	推肥舎	大正 12	15	8,175	33
6	人工受精所(牛)	昭和 27	24	3,024	929
7	種牡牛舎	昭和 28	15	2,180	960
9	種雄牛舎	昭和 33	15	8,393	3,601
13	種牛育成舎(和牛)	昭和 36	15	3,106	1,600
16	牡牛舎	昭和 37	15	12,890	7,243
20	肉牛課事務室	昭和 37	24	1,313	1,760
29	和牛肥育試験舎	昭和 39	15	9,521	5,600
34	トレンチサイロ	昭和 42	38	1,705	2,450
45	総合牛舎	昭和 47	31	5,505	19,950
51	豚人工授精所(注1)	昭和 49	31	7,011	47,695
52	総合牛舎	昭和 51	31	7,766	26,700
53	牛舎管理棟	昭和 51	38	4,859	12,000
56	体重測定舎(牛)	昭和 51	31	244	650
58	サイロ	昭和 52	38	5,571	10,161
59	ロータリーパーラー	昭和 53	31	2,734	11,150
62	育雛舎	昭和 56	31	13,514	34,119
64	孵卵舎	昭和 56	31	8,132	20,532
	合計			105,643	207,135

(注1) 豚人工授精所については、平成 17 年 7 月に取り壊し済。

これらは取り壊す予定であったが、多額の解体費用を要するため、その予算確保には優先度が低く、現在に至ってしまったものである。

(改善策)

利用されていない旧建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

9 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 19 頁)

10 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

畜産試験場は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号)及び毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号、以下「毒劇法」という)に

より、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

特に毒劇法については、薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 30 日群馬県保健福祉部長通知）により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。
目の届く所に保管する。
施錠する。
毒劇物管理簿を備え、記録する。
漏えい、流出を防止する。
貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である畜産試験場は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

畜産試験場における薬品の管理状況を確認したところ、以下の状況であった。

(1) 中小家畜研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

麻酔薬（ハロタン）、筋弛緩剤（サクシン）などがある。それらの薬品を使用する機会は年一回あるか無いかで平成 16 年度中の購入はなかった。現物は鍵付きの薬品庫に保管されているが、管理簿はない。

(2) 人工授精実験室

研究課題が変わったことと、管理責任者が転勤した事から、現在利用していない薬品がそのまま保管されている。特に硫酸・塩酸などの劇薬が鍵のない薬品棚に入ったままになっている状況である。

(3) 資源循環研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

薬品庫の管理は良好。管理簿もあり、使用記録簿もある。

(4) 大家畜研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

一階洗浄室ガス滅菌器に入っているガスは、特定化学物質に指定されているエチレンオキサイドであるため、慎重な取扱と管理をしている。操作は有資格者である職員が扱い、臨時職員は、パッキングまでしか行わない。滅菌器の全面には注意書きのメモ（ガスとめました、ポンベの交換日、ガスの使用日、交換日など）が張っており、作業者に注意を促している。また管理台帳は別にあり、良好な管理状態にある。

(改善策)

早急に管理者の指定を含めて適切な管理がなされるよう、場内管理規程の作成、薬品管理簿の備え付け及び記録、現品確認の実施、施錠管理等改善されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 21 頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか**意見****11 種豚の払下げ価格について**

種豚の払下げ価格は、毎年同一価格である。

(現状及び問題点)

畜産試験場の生産物払下げ価格については、群馬県畜産試験場生産物払下規程(昭和 38 年告示第 527 号)第 3 条によれば「生産物の払下げ代金は、畜産試験場長が別に定める。」となっている。畜産試験場では種子豚についての払下げ価格については登記種豚の前年の市場価格を参考にして A、B、C 級に分けて決め、これに積算価格を斟酌して決める事としている。

平成 14 年から平成 16 年の払下げ価格は A 級 8 万円、B 級 6 万円、C 級 4 万円と毎年同じであった。一方、市場価格は平成 14 年度から平成 16 年度まではそれぞれ以下のとおりであった。

年度	最高価格	平均価格	最低価格
平成 14 年度	122,100 円	67,219 円	35,850 円
平成 15 年度	144,500 円	76,500 円	42,000 円
平成 16 年度	116,000 円	63,981 円	28,500 円

市場価格を参考にして、3 年連続して同一の金額で払下げしている。また、積算価格には畜産試験場研究員の人件費、設備費などが考慮されていない。

(改善策)

畜産試験場の払下げ価格については、毎年同一価格で払下げしているが、前年の市場価格及び畜産試験場の全部コストの積算価格を参考にして決めるべきである。

12 和牛受精卵の払下げ価格について

和牛受精卵の払下げ価格は他の販売機関と異なっている。また、聞き取りによると少なくとも畜産試験場の払下げ価格は昭和 63 年から一度も変えられていない。正規の原価計算を行い適切な価格設定をすることが必要である。

(現状及び問題点)

和牛受精卵の 1 件あたり払下げ価格は次のとおりである。

- ・ 畜産試験場... 2 万 1 千円 (体内受精卵)
- ・ 販売機関 A... 2 万円 ~ 4 万円 (体外受精卵)
- ・ 販売機関 B... 8 万円 ~ 10 万円 (市場評価の高い種雄、体内受精卵)

このように受精卵の価格には大きな差があるが、受精卵の生産方法、種雄牛の能力などの違いにより直接比較は難しい。

ただし原価計算に関する規定がないこと、払下げ価格が毎年予算編成時に検討されてい

るものの昭和 63 年から一度も変更されてないことについてはさらに検討を要する。

また、平成 16 年度の払下げ価格の承認回議書には積算根拠が添付洩れになっていた。

(改善策)

上記のとおり、受精卵の生産方法に違いがあるものの、畜産試験場の供給価格が一番低く、原価計算の際に人件費を含めるなどの積算が必要である。

畜産振興という公益性を重視すれば、畜産農家に安い価格で供給しているのだから、よしとする考えもあるが、正規の原価計算を行い適切な価格設定を行うべきであり、そのために規定の整備が必要である。

和牛受精卵の払下げ価格については毎年積算根拠を明確にして、人件費、減価償却費を含めた全部コストを算出して、設定されるべきである。

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

畜産試験場によれば以下のとおりである。

1 課題検討要領作成の作成背景

平成 15 年度以前の研究推進管理は、農政課が策定した「農業研究に係わる要綱・要領」に基づく農業技術推進会議と、場内では場長ヒアリング（年度当初）、グループリーダー及び研究員個人の研究管理に委ねられてきた。

「農業技術推進会議」は、専門部会（畜産、農業、蚕業、水産の 4 部会）、企画部会、本会議で構成され、各部会で研究課題の設定、進捗、終了に係わる協議をし、全ての決定・承認を本会議が行う体制となっている。この体制では、各年度の主要研究課題は、事前評価（課題設定）及び中間評価（進捗状況）について外部専門委員（3、4 名）からの評価を受けることとなっている。しかし、これら体制では、全ての課題について研究成果を検証する「事後検討」、成果の利用性、普及性、定着性を見極める「事後評価」を行う仕組みは設けられていない。

そこで、畜産試験場では、農業を取り巻く環境の著しい変化のなか、試験研究はこれらの変化に対応できる内容であることが必要であることから、全ての課題を対象として、事前検討、中間検討、事後検討及び事後評価を行う「試験研究課題検討要領」を策定した。ただし、主要研究課題については、農業局の仕組みの中で評価することとしている。

研究推進の要領化によって、研究管理を組織的なものとし、また、研究の透明性、客観性、説明責任や責任の所在、費用対効果等を確保するべく、試験担当者に有意義な示唆をあたえる作業（内部検討）を進めることを開始している。本作業は平成 16 年度から開始し、全課題について特に研究成果に係わる事後検証（事後検討、事後評価）及び普及確認に力を注ぐ、検討・評価フローの構築過程において実施している。

2 「試験研究課題検討要領」の内容

(1) 事前検討

(課題設定の評価)

新規及び継続課題について、試験設計及び成果着地点等について検討する。

課題設定は基本的に利用者を対象としたリサーチに基づくものであること。

研究の対象がどのような内容で、どのような意味をもつのか。

その内容に関し今までにどのような報告があったのか。

この研究は今までの報告とどのような点で異なるのか。

(研究成果の利用方法)

研究終了後の事後検証（事後検討、事後評価）を速やかに実行するための準備。

ア．どの利用者の イ．どの場面に ウ．どう利用したら エ．どうなるか

オ．メリットは

以上について明確化し、「試験研究課題設計書」を完成する。

(検討委員会の開催)

検討委員会は、場長、副場長、各グループリーダーで構成し、試験研究設計書に関して研究員からの十分な聴取を行う。

委員会は聴取内容から事前検討結果を評点として表す。

次年度課題の内部検討は 10、11、3 月及び当該年度の 4 月に各 1 回実施し、前 2 回の作業から研究員は設計書の改訂を行う。3、4 月は設計書添付の研究予算費が決定した段階での開催で、特に研究費、人材等の研究資源の調整を行う。

(2) 中間検討

(試験進捗状況の評価)

課題の試験着手後の進捗状況と成果見通しについて検討する。

委員会は、試験実施年の中間月（10 月又は 11 月）に開催し、研究管理（進捗状況と成果見通し）に関して聴取する。

研究資源の調整が必要な課題を早期に見極め改善策を検討する。

成果の達成水準を見極め、この段階での利用者への情報伝達を検討する。

情報伝達しうると認めた内容については H P、成果発表会等の情報ツールにおいて公表する。

(3) 事後検討

(試験成果の評価)

試験終了後、期待（意図）した成果や研究成果（実績）などについて検討する。

委員会は、研究報告書または試験結果詳細の完成を待って開催する（試験実施の翌年度 10 月期に開催）。

研究員は、研究結果について「意図したとおり」、中間検討での「再考どおり」、または「追試の必要性」等の自己評価を行い報告する。

研究結果を当初の「研究成果の利用方法」に適用するための検討を行い、実用化のための普及手段について評価・検討する。

（事後検討の評価方法は現在検討中）

(4) 事後評価

(試験成果の利用性評価)

研究成果を利用者に試験的または実践導入して、この定着性や有利性を実証し、一定期間経過後の波及効果の把握などによる研究成果の妥当性を検討する。

利用者に試験的に研究成果を導入してもらう（地域研究員、サポーター等）。

利用者における一定期間の実践導入効果を検討し、改めて課題設定について評価するとともに、利用者にわかりやすい「技術普及書」を作成する。

研究成果は前年度分とは限定せず、委員会で協議し、これまでの成果で利用効果が期待できるものについて同様の作業を行う。

3 開発技術の普及に向けての新たな取り組み

各年度の研究成果は、「普及に移しうる技術」として農業局で冊子化して公表している。

しかし、これは、研究報告書のミニチュア版になってしまう傾向があり、成果の利用場面や方法を含んだ新たな普及方法として「技術普及書」の検討を予定している。これについては、ここ数年の研究成果だけでなく、それ以前に開発した技術・成果についても検討し、畜産現場で使ってもらおうことを目指している。

意見

13 外部評価委員による外部評価について(共通)

研究の外部評価については「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」（以下「指針」という。）に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。

（現状及び問題点）

研究の外部評価については「群馬県農業技術推進会議設置運営要綱」の中の「その他第8（3）」で「農業技術推進に係る要領等」の一つとして、「指針」が規定されている。この「指針」には、事前評価及び中間評価としての外部評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていない。

（改善策）

畜産試験場では場内検討委員会により事後検討・事後評価を実施することとしているが、研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であるので、「指針」においても規定すべきものと思われる。（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁）

14 外部評価委員の評価基準について(共通)

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁）

15 外部評価委員の評価書について(共通)

研究課題についての外部委員の評価書は、畜産試験場では独自の書式があるが、簡易すぎるので改善する必要がある。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁）

16 農業推進会議専門部会について

農業推進専門会議専門部会についてメモは残っているが、議事録が残されていない。

（現状及び問題点）

農業推進会議専門部会は畜産試験場の研究分野選定にとって重要な会議である。この会議においては、出席者の意見等を十分に反映させる作業を各分野のグループリーダーが研究担当者に指示している。しかし、会議全体のメモは残っているが正式な議事録は残され

ていない。これでは畜産試験場の意思決定会議でどのような議事が正式決定されたのか不明な点もあり、また、責任の所在が明確でない点もある。

(改善策)

実際の出席者、会議の時間、議論の内容、決定議事などについては必ず議事録を作成し、出席代表者の校閲を得て保管することが必要である。

17 吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について

吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取に関連した試験が主な業務になっている。これまで後者については畜産試験場の関係グループと協力して有用な試験成績が報告されているが、前者については報告書としてまとめられていない。

(現状及び問題点)

吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取が主な業務になっている。これまで後者については畜産試験場の関係グループと協力して有用な試験成績が報告されているが、前者については報告書としてとりまとめられていない。

簡易後代検定試験は母牛の育種価を高める目的から、毎年 10 頭程度の和牛子牛を吾妻郡の 4 戸の農家に払い下げ、肥育調査を行っている。

また、受精卵の採取と販売を行っているが、毎年 600 個程度のニーズのうち吾妻肉牛繁殖センターが 500 個程度をまかなっている。

(改善策)

吾妻肉牛繁殖センターにおいては、主たる業務の内の一つの簡易後代検定試験についても、毎年の研究目的、研究目標を定め、その結果を毎年評価して、翌年以降の研究に役立てると共に、その他の有効な研究課題を見つける等、当センターのより一層の活用を図るべきである。

18 研究成果の調査、分析について(共通)

基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

19 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 10 点・24,187 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年 度	受託先	受託事業収入
平成 14 年度	4 件	6,908 千円
平成 15 年度	5 件	7,356 千円
平成 16 年度	6 件	10,077 千円
合 計	15 件	24,341 千円

この3年間で件数、金額とも増加しているが、必ずしも十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

20 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

2.1 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成17年3月31日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	28人	42.6	7.0	1.3	11.3	19.7
行政職	5人	44.0	3.2	0.0	21.4	24.6
技労職	17人	41.1	18.1	0.1	0.0	18.2
平均		42.2	10.4	0.8	8.5	19.6

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 適切な勤続年数について

研究職について転出、転入の回数が多く(平均1.4回)、今の在職年数は平均で3.8年と短い。研究職の在職年数が短い試験研究機関については、長期の研究期間を要する課題にも取り組めるよう、試験研究機関が持つ特性に適った在職年数等の人員配置が求められる

(2) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(3) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-28頁)

2.2 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-29頁)

2.3 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

畜産試験場の人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	237,319	233,890	232,235
	行政職	46,375	40,014	40,228
	現業職員	131,596	136,730	115,051
	小 計	415,291	410,634	387,515
	嘱託職員	35,473	34,917	32,626
	臨時職員	10,276	10,354	8,235
	合 計	461,042	455,907	428,377
支出総額		666,408	641,562	614,227
支出総額に占める人件費割合		69.1%	71.0%	69.7%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4% である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考ええる。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	29	8,183	28	8,353	28	8,294
行 政 職	4	11,593	5	8,002	5	8,045
現 業 職	20	6,579	20	6,836	17	6,767
合 計	53	7,835	53	7,747	50	7,750

畜産試験場の業務内容は、調査研究業務、生産物の販売業務及び技術相談業務であるが、従事時間を聞き取ったところ概ね 50%、30%、20% 程度である。

これらの業務は、研究職員の管理下現業職員、嘱託・臨時職員を従事させて行っている。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 28 名、現業職員 17 名に対して、嘱託職員 20 名・臨時職員は 9 名の在職でその所属は以下のとおりである。

所属グループ等	嘱託職員	臨時職員
総務グループ	-	1人
牛飼養技術グループ	5人	1人
豚飼養技術グループ	6人	1人
鶏飼養技術グループ	3人	2人
生物工学グループ	-	1人
自給飼料グループ	3人	1人
畜産環境グループ	1人	-
吾妻肉牛繁殖センター	2人	2人
合 計	20人	9人

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

畜産試験場内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務に嘱託・臨時職員を活用することは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁)

2.4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。研究分野の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.5 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.6 行政コスト計算書の活用について(共通)

畜産試験場の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	486,414	58.4	479,312	57.7	450,629	56.2
人件費	461,042		455,907		428,344	
退職給付費用	25,372		23,405		22,284	
ものにかかるコスト	301,399	36.2	302,002	36.4	300,622	37.4
物件費	4,991		4,261		3,256	
維持修繕費	182,988		168,363		163,602	
減価償却費	107,561		123,236		128,241	
委託費	5,858		6,141		5,522	
移転的なコスト	1,868	0.2	1,914	0.2	2,295	0.3
その他のコスト	43,377	5.2	47,070	5.7	48,890	6.1
公債費(利息支払)	37,272		40,965		43,144	
土地機会費用	6,105		6,105		5,746	
行政コスト総額	833,060	100.0	830,300	100.0	802,437	100.0
収入計	124,308		116,103		119,146	
行政コストの純額	708,751		714,196		683,290	
研究職員数(人)	29		28		28	
研究職員1人当たりコスト	24,439		25,507		24,403	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	349		351		336	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	833,060	830,300	802,437
機関現金支出額	666,408	641,562	614,227
差 額	166,652	188,738	188,210

(注) 機関現金支出額は5-9頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

群馬県畜産試験場

畜産試験場の行政コスト総額は、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて若干減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、1 億 6 千万円から 1 億 8 千万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費（利息支払）である。

（行政コスト計算書試算の前提条件）

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含 ま れ る 項 目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

（ 1 ）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

（ 2 ）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和 52 年 5 月 1 日訓令乙第 4 号）による各種自動車及び取得価額 100 万円以上のもの）について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額 10% を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は 1 年間の償却額の 2 分の 1 を計上し、償却期間終了のものは取得価額の 5% まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第 2 号（昭和 27 年総理府令第 73 号）を参考にした。

（ 3 ）公債費（利息支払）

畜産試験場の施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上してある。

（ 4 ）土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上してある。計算は各年度における土地の評価額に 1 年定期預金の全国平均利率 0.032%（日本銀行発表「金融市況」の平成 17 年 7 月現在の利率による）を乗じた金額を計上した。

（ 5 ）県庁管理費の計算

県庁（農業局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、畜産試験場以外の所属で測定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

2.7 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

畜産試験場の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名	畜産試験場	
研究課題	黒毛和種去勢牛における効率的粗飼料給与技術の確立	
予算区分	県単独	
研究期間	平成 13 年度～平成 16 年度	
研究に従事した人数	3 人	
当該研究のために取得した資産	該当なし	
人件費	直接	35,698 千円
	間接	5,537 千円
経 費	直接	28,958 千円
	間接	7,799 千円
減価償却費	10,563 千円	
支払利息	3,302 千円	
合 計	91,859 千円	
研究の目的	<p>肉用牛の多頭飼育の進展に伴い自家収集による稲ワラ確保が困難になり、購入粗飼料の利用が増加してきている。一方、ライスセンター等に集積されるモミ殻は嗜好性や栄養価が低いことから飼料として利用されない。</p> <p>モミ殻の単味での使用は嗜好性や栄養価に問題があるものの、TMR（混合飼料）で給与することにより、粗飼料としての利用が可能となれば、飼料費が低減できる。</p> <p>そこで、肉用牛におけるモミ殻利用について検討するとともにモミ殻給与時における適正な穀類配合割合を究明する。</p>	
研究の成果	黒毛和種去勢牛にモミ殻を肥育全期間給与しても発育や肉質の問題はなく飼料として十分活用できる。	

	<p>モミ殻を利用することにより肥育牛 1 頭あたり飼料費約 264,000 円のうち、約 21,000 円が低減できる。</p> <p>肥育前期の配合飼料中に穀類配合割合を 40%より 60%とすることにより、飼料摂取量および 1 日当たり増体量が高まり、出荷時の枝肉重量とロース芯面積も大きくなる。</p> <p>肥育後期においては穀類配合割合を 85%と高めても、飼料摂取量および枝肉成績等に差は見られず、穀類は濃厚飼料中 70%で十分である。</p>
<p>研究成果の公表手段</p>	<p>群馬県農林業関係試験研究機関研究成果発表会 群馬県畜産試験場研究報告 マスコミ（上毛新聞平成 15 年 4 月、日本農業新聞平成 17 年 1 月） 生産者を対象とした講演会・研修会 群馬県普及に移しうる技術 関東東海成果情報 雑誌掲載（現代農業平成 17 年 11 月号）</p>
<p>研究結果の普及状況</p>	<p>前橋市の中核的肉牛肥育農家でモミ殻給与を実施しており、この地域での利用が徐々にみられている。</p> <p>モミ殻利用の新聞記事をみて他県（福井県、山口県、岡山県等）からの問い合わせがあり、利用したい農家があると聞いている。</p>

（研究課題別コスト試算の前提条件）

（1）研究課題の直接人件費の算定について

畜産試験場では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

（2）研究課題に係る間接人件費の算定について

場長、副場長及び総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。

- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
 - ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。
- (3) 研究課題に係る直接経費の算定について
研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。
- (4) 研究課題に係る間接経費の算定について
支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。
間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

28 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

研究成果の普及に関しては、直接的には各県民局の農業事務所内にある普及指導部門が主に行っており、畜産試験場は研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。

平成16年度の「実用化できる研究成果数(技術移転数)」は9件であり、うち農家に移しうる技術は8件、普及指導員に提供した資料は1件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、畜産試験場研究報告及び技術解説等の発表論文数は51件に及んでいる。また、特許出願件数は1件であった。

これらの活動は平成15年度に設置した「地域共同開発グループ」が主体となって実施しており、畜産試験場でも重点項目にしている点は評価される。

ただ、インターネットを利用した研究成果の迅速な公表という点に関し、改善の余地があると思われる。

(改善策)

群馬県農業政策推進の基本として策定された「食と農の群馬新世紀プラン」(平成13年3月発行、平成16年3月「補強版」発行)の中の「農業政策 技術の開発・普及」で「...試験研究機関や関係団体と連携し、現地実証試験やインターネット等情報発信機能の活用により、研究成果の迅速な普及を図ります。」とされており、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は畜産試験場の課題として、今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁)

29 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他都道府県、大学、民間でも同様の研究を行っている。

その中で畜産試験場の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
共同研究	民間	3 件		1 件
受託研究	国・独立行政法人	4 件	5 件	6 件
連携研究	県立 8 試験研究機関	1 件	1 件	1 件
	他都道府県の公設試験研究機関	2 件	2 件	2 件
合 計		10 件	8 件	10 件

このように、他の研究機関との連携関係には努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。畜産試験場でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）

で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁)

30 畜産試験場の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で畜産試験場の今後の運営は 効率性の追求、 行政としての公正性、公平性の確保及び 他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

畜産試験場に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状と課題について

試験研究の検討方向

消費者に信頼される安全で安心な畜産物を供給する必要がある。

環境と調和した持続可能な畜産経営を確立する必要がある。

低コスト化、良品質化、高付加価値化を推進して、国際化に対応する産業として自立できる畜産経営を確立する必要がある。

最少の経費で最大の効果を上げる「効率の原則」が強く求められ、説明責任の観点からも研究内容については、透明性・客観性・公平性・競争性を確保する必要がある。

その他

予算・職員数の減少が継続する状況で、「あれもこれも」でなく「あれかこれか」という視点が大切であるが、畜産の生産現場で何が求められているか、明確に把握することが必要である。

研究員の在職年数が少ない...近年の B S E、鳥インフルエンザなど防疫対応に迫られ、特に職員の異動が激しいため在職年数が少なく、研究開発能力の向上に支障がある。

(2) 畜産試験場の今後のあり方 - より良い試験研究を行うために -

試験研究を進めるためのキーワード

「変革に対応できる、利用者本位の、質の高い研究の実施」の気持を、職員一人一人が持つことにより、本県の畜産振興に大いに貢献したい。

今後の取り組み...限られた予算及び人的資源の効率的な執行を目指し、次のような取り組みを実行する。

畜産農家から信頼される畜産試験場へ

- ・ 現場密着型の試験研究の実施
- ・ 技術をもった人材の育成

試験研究評価の強化

試験研究の透明性や客観性、費用対効果、責任の所在や県民への説明責任を確保するため、実施するすべての課題を対象に事前、中間、事後検討評価を実施する。

共同研究や産学官の連携、及び外部資金の確保の推進

限られた予算により試験研究を実施するには、各県との共同研究が必須であり、新しい技術の開発と迅速な普及には、民間企業等との協働が重要である。

開かれた畜産試験場を目指して

畜産技術の拠点とするため、畜産関係団体の研修会・会議を当场で開催してもらい、この機会にできるだけ多くの畜産農家に情報を発信したい。

また、生産者と消費者の出会いの場を作るため、場内施設を開放し、酪農畜産フェスティバルなど積極的に協力する。

(3) 畜産試験場の基本運営方針

畜産試験場は、今後より一層、生産から消費までの動向に注視しながら、ニーズにあった高品質・低コスト生産技術を取り入れた育種改良、環境保全等の研究を総合的に進めるため、試験研究の方向を次のとおりとする。

地域密着型研究を基本に先端技術による省力・低コスト化技術の開発

群馬ブランド化を支援する育種研究(供給を含む)と高付加価値化技術の開発

安全・安心・美味しい畜産物生産技術の開発

家畜排せつ物の再資源化と環境保全技術の開発

開発技術の経営評価と畜産経営支援システムの研究

また、産・学・官の連携による研究体制の強化により、経営技術の組み立て・実証・情報の提供などについても中核的役割を担うこととする。

(4) 各部門における具体的な試験研究の方向

酪農

- ・ 優良家畜生産技術の確立
- ・ 牛乳の高品質・高位生産技術体系の確立
- ・ 低コスト生産技術体系の確立
- ・ 大規模酪農における群管理など省力管理施設・機械の開発

肉牛

- ・ 効率的肥育素牛生産技術の確立
- ・ 高品質牛肉生産技術の確立
- ・ 低コスト肥育技術の確立

- ・ 合理的な肥育技術の確立

養豚

- ・ 低コスト生産技術の確立
- ・ 高品質豚肉生産技術の確立
- ・ 慢性疾病浄化技術の確立
- ・ 品種改良の推進

養鶏

- ・ 低コスト飼養管理技術の体系化
- ・ 高品質鶏卵・鶏肉生産技術の確立
- ・ 特産卵・肉用鶏の造成と育種技術の確立

飼料

- ・ 粗飼料の栽培利用技術の確立
- ・ 機械の有効利用と作業体系の確立
- ・ 粗飼料の調製加工技術の確立
- ・ 草地及び飼料基盤の利用技術の確立

環境

- ・ 家畜糞尿処理の低コスト化技術の確立
- ・ 家畜排せつ物利用技術の開発
- ・ 臭気対策技術の開発
- ・ 環境負荷低減技術の確立

(問題点)

畜産試験場から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で畜産試験場の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民

の意見の採用を目指す。

人事の活性化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

畜産試験場は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。畜産試験場の場合にも、事後評価について外部評価の視点が欠落しているので、改善する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(5) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)